

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町弁当調達要項

令和 8 年 3 月 2 6 日
合同専門委員会決定

1 趣旨

この要項は、高鍋町で開催される第 8 1 回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者」という。）に幹旋し、又は支給する弁当の調達について、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関等の協力を得て、大会参加者の弁当調達に係る業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、弁当調達計画を策定する。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- （１）幹旋弁当 選手・監督、視察員及び報道員等に幹旋する弁当をいう。
- （２）支給弁当 競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、幹旋弁当については大会の開催期間（公式練習日を含む。）、支給弁当については大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

弁当の料金は、日本のひなた宮崎国スポ宿泊要項に準じるものとする。

7 弁当調製施設の指定

弁当調製施設の指定は、次の各号に掲げるものとする。

- （１）弁当調製施設については、日本のひなた宮崎国スポ障スポ実行委員会が定める弁当調製施設選定基準に準じて、実行委員会が定める選考基準に則り、選定する。
- （２）実行委員会は、前号の規定により弁当調製施設を指定するときは、弁当調製施設指定書（様式第 1 号）を交付する。

8 指定の取消し

実行委員会は、前項の規定により指定を受けた弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部または一部の禁止若しくは期間を定めて停止処分等各種行政処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他実行委員会が不適当と認めたとき。

9 弁当引換所の設置及び運営

実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適切な運営を行う。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達について必要な事項は別に定める。
- (2) 本町で開催する競技別リハーサル大会における弁当調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。

令和 年 月 日

様
日本のひなた宮崎国スポ
高鍋町実行委員会 会長

弁当調製施設指定書

第 8 1 回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」及び競技別リハーサル大会にお
ける弁当調製施設として、下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
適用期間	